

## 平成 28 年度 事業計画

(目標) “人と人とのつながりのもてる地域福祉の推進を”  
—お互いを尊重し、さらに助け合いの輪を広げよう—

私たちをとりまく現在の社会情勢は、核家族化や少子高齢化の進行、価値観や生活様式の多様化などにより、地域における連帯感の希薄化、助け合いの力が弱まっている状況にあります。

また、景気状況も好転している業種もありますが、全体的には厳しい状況です。

そうした背景のなか、老々介護、借金問題、ひきこもり、孤独死など様々な課題を抱えている家庭もあり、既存の福祉制度やサービスでは十分対応できない場面も生じてきています。

平成 27 年度から、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化することを目的とした生活困窮者自立支援法が施行されました。生活困窮は単に経済的な側面だけではなく、生活全般に係る課題を含んでいます。本事業では、須坂市が事業主体となり、須坂市社会福祉協議会がその事業を受託し運営にあたっています。本事業の窓口である「まいさぼ須坂」（須坂ショッピングセンター内）には多岐にわたる相談が寄せられています。

当協議会では、市民の皆様の様々な課題や要望を踏まえ、行政とも連携して作成した地域福祉活動計画に基づき、今後も助け合いのまちづくりに努めていきます。

しかし、当協議会だけでは助け合いのまちづくりは形成できません。その際に必要となってくるのが住民同士の助け合いです。お互いが他人を尊重し、思いやりの心をもって接することがこれから益々重要になってきます。

お互い様という「互助」の思いのもと、市民の皆様ともう一度「助け合い」の重要性を再認識し、地域福祉事業を進めていきます。

また、介護保険事業では、介護報酬のマイナス改定や、他事業所との利用者獲得競争などにより、厳しい事業運営を余儀なく迫られています。

さらに、平成 28 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」も須坂市で開始となり、今後、当協議会の運営にも大きな影響が生じてくるものと思われまます。

地域福祉事業、介護保険事業それぞれ厳しい状況下での実施となりますが、役職員一丸となり、市民の皆様や利用者の皆様に信頼され、頼りにされる事業運営を行ってまいります。

# 主 要 事 業 に つ い て

※市指定	⇒	須坂市からの指定管理事業
※市受託	⇒	須坂市からの受託事業

## I 地域福祉推進事業

### 1. 基盤強化と地域福祉活動の推進

- (1) 役員会の開催
- (2) 財源基盤の確立 会員の拡充を図る
- (3) 社協支部活動の支援
  - ・12支部へ支部活動費の交付
- (4) 民生児童委員協議会との連携強化
- (5) 苦情解決システム・第三者委員会の開催
- (6) 関係機関（団体）、福祉施設との連携

### 2. 広報・啓発活動の推進

- (1) 広報紙「助け合い起こしすぎか」・「社協要覧」の発行、パンフレット・ホームページでの情報発信・ブログ・ツイッター・フェイスブックでの情報伝達
- (2) 公募による広報紙モニターの情報提供などを広報に反映
- (3) 長野県社会福祉大会への参加
- (4) 社協マスコット「こころちゃん」「つなぐくん」を活用した啓発活動
- (5) ふれあい広場の開催  
(ボランティア連絡協議会を中心とした約80団体で構成する実行委員会が主催する、より多くの市民に福祉への理解を広げるための福祉の祭典)

### 3. 助け合い起こし支援事業

誰もが住み慣れた地域で、豊かに安心して暮らせるまちをつくるために住民主体と住民参加による助け合いの推進を図る

- (1) 助け合い推進会議の開催連携
  - ・行政とも連携して作成した地域福祉活動計画に基づき、助け合いの原点を見つめ直し、様々な視点から意見を吸い上げ、地域福祉の推進につなげる。
- (2) 助け合い推進大会の開催支援
- (3) 「こころ・つなぐ・助け合い」事業の実施
- (4) 住民参加による地域福祉事業
  - ・新・地域見守り安心ネットワーク推進事業  
(市の協力のもと、区が中心となり、災害も想定しながら在宅のひとり暮らしや寝たきりの高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯等の地域での支え合い、見守りのネットワークづくりへ協力・助成を行う事業) 助成について※市受託
  - ・ふれあいサロンの支援
  - ・「助け合い情報」発行
- (5) すぎか助け合い推進センター活動
- (6) 地域生活支援事業
  - ・福祉懇談会実施
  - ・社協支部主催ひとり暮らし老人等交流会食会の実施
  - ・民協地域福祉活動推進事業（活動推進費の交付）

#### 4. ボランティア活動推進事業

- (1) 敬愛基金利息（篤志家により造成）の活用によるボランティア活動の支援及び普及
- (2) ボランティアセンターの運営 ※市指定
- (3) ボランティアの育成・研修事業
  - ・市民向けボランティア講座
  - ・福祉施設体験教室サマーチャレンジボランティア講座  
（夏休みを利用した、高校生以上のボランティア・福祉施設体験講座） ※市受託
  - ・ボランティア保険の加入促進
  - ・ボランティア団体育成及び活動費の補助
  - ・災害に備えてのボランティア継続研修会及び災害ボランティアの登録
  - ・被災地支援の災害ボランティア(炊き出し・生活支援等)派遣の実施 ※市受託
- (4) ボランティア連絡協議会の活動推進
  - ・ボランティア連絡協議会総会の開催
  - ・ボランティア連絡協議会運営委員会の開催
  - ・須坂市カッタカタ祭りへの参加
  - ・ボランティア市民活動交流集会の開催
  - ・ステップアップ研修会の開催(運営委員を対象とした研修会)
- (5) ボランティア相談の受付・ボランティアグループの支援

#### 5. 高齢者福祉対策事業

- (1) 須坂市自立生活特別支援事業 ※市受託  
（介護保険のサービスでは対応できない生活援助や身体介護を行い、高齢者の方が在宅で自立した生活支援を継続できるようにホームヘルパーを派遣する事業）
- (2) 生活支援サービス体制整備事業「生活支援コーディネーター」の設置 ※市受託  
（困りごとを地域で助け合う仕組みづくりを行っていく事業）
- (3) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ※市受託
- (4) 食の自立支援事業（配食サービス） ※市受託  
（おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で調理の困難な方に食事を宅配、併せて安否確認を行う事業）
- (5) 福祉移送サービス事業（リフト付き車両による送迎）  
（介護度2．3．4．5及び日常生活自立度B以上で車イス等利用している移動困難な高齢者を対象に、通院等の外出を支援する事業）
- (6) いきいき外出事業  
（車イスを利用し外出が困難な高齢者等を対象に、お花見等の外出を支援する事業）
- (7) 在宅介護者リフレッシュ事業 ※市受託  
（家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流等により元気回復を図るため、温泉での宿泊や、食事会での介護に関する相談会を行う事業）
- (8) ひとり暮らし高齢者安心コール事業 ※市受託  
（ひとり暮らしの高齢者へ電話によるコミュニケーションと安否確認を行う交流事業及び電話をかけるボランティアと利用者の交流会）
- (9) ひとり暮らし高齢者への年賀はがき発送 ※市受託  
年賀状購入費は共同募金配分金

#### 6. 障がい者福祉対策事業

- (1) 重度障がい児者訪問入浴サービス事業 ※市受託  
（重度障がい児者の方の自宅に入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する事業）
- (2) 重度障がい者移動支援サービス事業 ※市受託  
（重度障がい者の方にヘルパーが同行して買い物等の外出支援を行う事業）
- (3) 重度障がい者希望の旅事業

(公共機関を利用して外出や旅行が困難な重度の障がい者を対象に、旅行を通じて人と人とのつながりをつくり、社会参加を促進することを目的とした事業)

- (4) 重度障がい者いきいき外出事業  
(車イスを利用し外出が困難な重度な障がい者等を対象に、お花見等の外出を支援する事業)
- (5) 重度障がい者等料理教室  
(重度の障がいにより調理の機会が少ない方を対象として、調理や仲間との交流の場を増やすことを目的とした事業)
- (6) 福祉移送サービス事業(リフト付き車両による送迎)  
(重度障がいの車イス使用者または視覚障がい者で、一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者の通院等の外出を支援する事業)

## 7. 母子・父子家庭福祉対策事業

- (1) サンタクロース派遣事業
- (2) 親子のつどい事業

## 8. 子育て支援事業

- (1) 共働き世帯対象長期休み子育て支援事業
- (2) 養育支援訪問事業 ※市受託

## 9. 福祉教育推進事業

- (1) 福祉教育ネットワーク会議の開催
- (2) 社会福祉普及校の指定及び福祉教育に対する活動費補助事業
- (3) 小中学生ボランティア体験教室及び施設体験事業  
(市内小学校5・6年生全中学生の児童生徒を対象に、他の学校の子供たちとの交流や、様々な福祉的メニューを体験することで、子供たちにお互いさまの助け合いの心が育まれることを目的とした事業)
- (4) 福祉ボランティア体験出前講座の充実  
(学校や地域の依頼により、福祉体験講座の相談、講師派遣、調整等を行う事業)

## 10. 総合相談事業

心配ごと相談所の実施※市受託

- ・法律相談(すぎか未来館) 第2・4木曜日 午後1時～午後4時
- ・心配ごと相談(須坂ショッピングセンター内まいさぼ須坂) 月曜日～金曜日

## 11. 援護事業

- (1) 生活福祉資金・総合支援資金の貸付事業
- (2) 日常生活自立支援事業、金銭管理・財産保全サービス事業  
(高齢や障がい等で年金の払い出しや支払いなどが困難な方への援助サービス)
- (3) 福祉移送車両(車イスで乗車できるリフト付き車両)の貸出事業
- (4) 福祉機器貸与事業
- (5) 火災等被災世帯の激励・見舞い(見舞金・布団セット・日用品セットの提供)
- (6) 交通・災害遺児への激励重度障がい者世帯への歳末激励事業
- (7) その他援護事業

## 12. 結婚相談事業 ※市受託

- (1) 結婚相談所の運営（月 2 回）
- (2) 婚活パーティーの開催（年 2 回）
- (3) 婚活セミナーの開催（年 1 回）

## 13. 生活困窮者自立支援事業 ※市受託

生活の悩みや、経済的困りごとを抱えている人に対して、相談員と一緒に考え課題を整理しながら生活の立て直しや、就労など自立に関する相談などを行う事業

■相談場所 須坂市生活就労支援センターまいさぼ須坂

■所在地 須坂ショッピングセンター(ホームラン亭横)

〒382-0087 須坂市大字須坂東横町 344-1-60 電話 026-248-9977

■相談時間 9時～17時（業務時間は8時30分～17時15分）

## 14. 共同募金事業

- (1) 赤い羽根共同募金の実施とその配分
- (2) 街頭募金の実施
- (3) 長野県共同募金会須坂市支会事務

## 15. 日本赤十字社事業

- (1) 日赤社資募集の推進及び日赤社員の加入促進
- (2) 赤十字奉仕団の育成と団活動の推進
- (3) 救急法・AED・家庭看護法・水上安全法・幼時安全法等講習会の推進
- (4) 一日赤十字の開催
- (5) 献血の推進
- (6) 災害発生時義援金受付窓口の開設
- (7) 日本赤十字社長野県支部須坂市地区事務

## 16. 須高地区事業

- (1) 保護司活動の支援
- (2) 更生保護女性会活動の支援
- (3) 上高井招魂社例大祭の支援

## II 老人福祉センター「永楽荘」「くつろぎ荘（※市指定）」の管理運営及び須坂市シニアクラブ連合会への活動協力

## III 介護保険事業

### 1. 訪問介護事業

（高齢者の方の自宅にホームヘルパーが訪問し、身体の介護や家事の援助等を行う事業）

### 2. 訪問入浴介護事業

（高齢者の方に入浴サービスを提供し、利用者の身体の清潔を保持し、心身の機能の維持を図り、可能な限り自立した日常生活を営むことを目的とした事業）

### 3. 通所介護事業

(高齢者の方に日帰りで、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービス提供を行い、孤独感の解消や、身体機能の維持を図るとともに、介護者の負担軽減を図り、利用者の日常生活の支援を行うことを目的とした事業)

#### (1) 通所介護事業

- ・デイサービスセンターぬくもり園 一般型 定員 40 名
- ・デイサービスセンターすえひろ 一般型 定員 40 名 (※市指定)

### 4. 地域密着型認知症対応型通所介護事業

- ・デイサービスセンターことぶき 認知症対応型 定員 12 名

### 5. 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業)

#### (1) 訪問型サービス

- ・訪問介護 (現行の訪問介護相当)
- ・訪問型サービス A

#### (2) 通所型サービス

- ・通所介護 (現行の訪問介護相当)
- ・生きがいデイサービス事業 ※市受託
- ・脳げんき教室事業 ※市受託

### 6. 居宅介護支援・介護予防支援事業

(利用者の心身の状況及び家庭環境と利用者及び家族の意思を尊重し、介護サービス計画“ケアプラン”の作成、居宅サービスの調整、申請代行等を行う事業)

- ・居宅介護支援事業所
- ・ぬくもり園居宅介護支援事業所

### 7. 地域密着型特別養護老人ホーム事業及び老人短期入所事業

(家庭的な雰囲気の中で、地域や家族との結びつきを重視し、常に介護が必要な方に、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などを行う事業)

- (1) 地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園 定員 29 名 (3 ユニット)
- (2) 老人短期入所施設ぬくもり園 定員 9 名

## IV 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) 関係事業 (居宅介護・重度訪問介護・指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)

(身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者の方にホームヘルパーの派遣等)

## V 「ぶどうの家 (※市指定)」 (指定障害福祉サービス事業所) の管理運営及び障がい者の社会復帰の促進